

北海道障がい者ピアサポーター養成事業の実施について

課題

- 障害者総合支援法改正（令和5年4月1日施行）の趣旨を踏まえ、障がい者の相談支援事業所への相談件数の増加に対応した適切な相談支援体制の確保が必要。
- 障がい者雇用促進法に基づき、国が定める民間企業における障がい者雇用率の目標値（令和6年度までに2.5%）を実現するため、更なる障がい者の雇用機会の創出が必要。

事業目的

自ら障がいや疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障がいや疾病のある障がい者の支援を行うピアサポーターを養成することで、障害福祉サービス事業所等における障がい者の雇用創出を図るとともに、質の高いピアサポート活動の取組を推進する。

北海道障がい者ピアサポーター養成事業の実施について

研修の概要

基礎研修（440分）

カリキュラム
ピアサポートの理解（講義＋演習）
ピアサポートの実際・事例（講義＋演習）
コミュニケーションの基本（講義＋演習）
障害福祉サービスの基礎と実際（講義＋演習）
ピアサポートの専門性（講義＋演習）

専門研修カリキュラム（540分）

カリキュラム
基礎研修の振り返り
ピアサポーターの基礎と専門性（講義＋演習）
ピアサポートの専門性の活用（講義＋演習）
関連する保健医療福祉施策の仕組みと業務の実際（障がい者）（講義＋演習）
ピアサポートを活用する技術と仕組み（協働支援者）（講義＋演習）
ピアサポーターとしての働き方（障がい者）（講義＋演習）
ピアサポーターを活かす雇用（協働支援者）（講義＋演習）
セルフマネジメントとバウンダリー（講義＋演習）
チームアプローチ（講義＋演習）

フォローアップ研修カリキュラム（540分）

カリキュラム
専門研修の振り返り
障がい特性
働くことの意義（講義＋演習）
障がい者雇用（講義＋演習）
ピアサポーターとしての継続的な就労
ピアサポーターとしての効果的なコミュニケーション技法（講義＋演習）
ピアサポーターとして現場で効果的に力を発揮するための準備（講義＋演習）

北海道障がい者ピアサポーター養成事業の実施について

ピアサポート体制(実施)加算の概要

○対象サービス

ピアサポート体制加算：自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援

ピアサポート実施加算：就労継続支援B型

○報酬単価

100 単位/月

○算定要件

- (1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれで常勤換算方法で0.5人以上配置（併設事業所（自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援に限る）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可）

①障がい者又は障がい者であったと都道府県又は市町村が認める者

②管理者又は①の者と協働して支援を行う者

※令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たす。②の者の配置がない場合も算定可。

- (2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障がい者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。
- (3) (1)の者を配置していることを公表していること。
- (4) 就労継続支援B型については、上記に加え「利用者の就労や生産活動等への参加等」していること。

北海道障がい者ピアサポーター養成事業の実施について

今後のスケジュール

- 令和5年3月～ 財政担当部局と予算協議
↓承認された場合
- 令和5年6月 令和5年第2回定例道議会へ補正予算案を提出
↓承認された場合
- 令和5年7月 委託先事業者の公募・選考
(当事者支援のノウハウを有する法人への委託を想定)
- 令和5年8月 事業者と契約を締結
- 令和5年9月～ 準備ができ次第順次研修開催